

2015年6月29日

お客様各位

証券取引等監視委員会の勧告について

2015年6月26日に証券取引等監視委員会から当社に対する検査結果として、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告がなされました。

【証券取引等監視委員会から指摘された事実関係】

(1) 分別管理を適切に行っていない状況

当社は、グリーンシート銘柄の売買等及び募集の取扱いに係る業務(以下、当該行為に係る業務を「第一種業務」という。)並びに匿名組合の出資持分に係る募集の取扱いに係る業務(以下、当該行為に係る業務を「第二種業務」という。)に関し、顧客から金銭の預託を受け(以下、当該金銭を「顧客預り金」という。)、業務システムを使用して両業務に係る顧客預り金の管理を行うとしていた。

しかしながら、当社経営陣は、法令遵守の意識が不十分であったことから、顧客預り金を正確に算定するために必要となる社内規程や業務システムを整備するなどの内部管理態勢を構築しないまま、第一種業務及び第二種業務を運営していた。

このため、当社は、下記ア及びイのとおり、第一種業務及び第二種業務に係る顧客預り金残高を正確に把握できておらず、遅くとも第二種業務を開始した平成25年12月10日から検査基準日(同27年2月24日)までの間、顧客預り金について適切な分別管理ができていない状況を継続させていた。

ア) 第一種業務に関し、業務システムへの入力作業において多数の遅延等を発生させているところ、それらの補正を完了させておらず、顧客預り金残高を正確に把握していない。

イ) 第二種業務に関し、上記アと同様に業務システムへの入力作業の遅延等に係る補正を完了させていないほか、顧客の出資金を匿名組合の営業者名義の銀行口座に送金するまでの間、当社銀行口座に滞留させている状況にあるにもかかわらず、顧客預り金として管理すべき金額に含めていない。

当社における上記(1)の状況は、金融商品取引法第43条の2第2項に違反するものと認められる。

(2) 顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況

当社は、第一種業務又は第二種業務において成立した取引について、金銭の受渡年月日等を記載した取引残高報告書を業務システムにより作成し、四半期ごとに顧客に交付している。

しかしながら、当社は、取引量の増加等に伴い業務システムへの取引内容の入力遅延が発生したことにより、平成26年1月から同年9月までの3四半期において、第一種業務及び第二種業務について、金銭の受渡しに係る事項を正確に記載していない取引残高報告書を交付しており、受渡状況等につき不適切な情報を顧客に通知している。

当社における上記(2)の状況は、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第8号に掲げる「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当するものと認められる。

当社は当面通常通りグリーンシート銘柄のお取引を継続してまいります。当該勧告を受け行政処分が発令された場合は、肅々と対応してまいります所存であり、グリーンシート銘柄のお取引についても当該処分に従って対応してまいります所存です。

当社は今般の事態を厳粛に受け止め、勧告に至ることとなった問題について、常日頃より弊社を信頼し、ご愛顧いただいておりますお客様をはじめとする関係各位に、深くお詫びいたします。また、今般指摘された問題について、必要な措置を講じてまいります所存です。

日本クラウド証券株式会社
お問合せ先:0800-814-7476(フリーダイヤル)